

# 業務委託設計書

							技術管理課		
設計	検算	検算	照合	専門員	課長補佐	課長	係	係長	課長
令和 7 年度			主 管 佐伯区役所農林建設部維持管理課				設 計 令和 7 年 1 月		
業務名 佐伯区五日市町ほか公園便所等清掃業務							委託期間 契約の日から 日間 令和8年 3月31日まで		
履行場所 佐伯区五日市町ほか									
予算費目			業務委託金額  金 円				(内訳)		
-----									
会計 一般会計									
(款) 土木費									
(項) 公園墓園費									
(目) 公園墓園維持費									

## 委託施行理由

本業務は、佐伯区五日市町ほかの公園便所等の利用者が清潔感を得られるよう業務を委託するものである。

## 業務内容

公園便所清掃 一式

移動費 一式



第 1 号 明細書

公園便所清掃

1 式  
( 上段:前回 下段:今回 )

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
便所清掃	138,715	m <sup>2</sup>			第 1 号代価表
合 計					

第 2 号 明細書

移動費

1 式  
( 上段:前回 下段:今回 )

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ライトバン運転費		時間			第 2 号代価表
合 計					

第 1 号

代価表

便所清掃

100 m<sup>2</sup>当り  
( 上段:前回 下段:今回 )

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
軽作業員		人			
諸雑費	1.00	式			
合 計					
1 m <sup>2</sup> 当り					

第 2 号

代価表

ライトバン運転費

1 時間当り  
( 上段:前回 下段:今回 )

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ガソリン		l			
一般運転手		人			
機械損料      ライトバン		時間			
諸雑費	1.00	式			
合 計					
1 時間当り					

## 仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和7年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

# 特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、佐伯区五日市町ほか公園便所等清掃業務（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 業務場所  
別紙、位置図のとおり。
- 3 業務の実施日及び時間
  - (1) 業務の実施日は、原則として業務内容に定める清掃周期で行うこと。
  - (2) 作業時間は、各便所において5分以上とし、「5 清掃作業」に示す清掃が終わるまで作業をすること。
  - (3) 昼間に作業を行うこと。  
条件等により、夜間作業を行う場合は発注者と協議すること。

## 4 業務の内容

この業務に係る実施数量は、次のとおりとする。

作業日は下表のとおりとし、B公便で行う清掃周期週3回については月・水・金曜日で見込んだ日数を計上しており、前記の見込み日が祝祭日となる場合は、翌日作業で計上している。

また、便所清掃が必要となった場合には発注者と協議の上、作業日を変更することがある。

清掃分類	対象便所数	清掃周期	延回数
B公便	93か所	1月1、2、3日と日曜・祝祭日を除く週3回	156回
計	93か所		

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
B公便	13	13	13	13	13	13	14	12	15	12	12	13	156回

## 5 清掃作業

清掃作業については、次に示すとおり行うものとする。

- (1) 清掃作業中は、利用者に清掃中であることを知らせる表示板を掲げること。清掃作業中の利用希望については、可能な限り対応すること。
- (2) 便所内のごみ等を除去し、清潔な環境とすること。
- (3) 便器・手洗器は必ず水洗いすること。汚物等が付着している場合は、薬品等を使用して、きれいに除去し十分に洗い流すこと。水洗い後は、水気を残さないよう拭き取ること。
- (4) 床はほうき等で掃き、ごみや砂等を除去する。特に汚れが激しい場合は、水洗いし、床に水気が残らないよう排水すること。
- (5) 天井・壁その他に付着した汚物は、これを除去し水で洗い流すこと。洗い流した後は、水気が残らないよう拭き取ること。ただし、水をかけると支障のある内装仕上材が使用されている場所や電気BOX・蛍光灯等の付近は、水をかけずに雑巾等を使用し、目地等を傷めないように清掃すること。
- (6) 便器及び排水管に夾雑物の詰まりが生じた場合は、これを除去し洗浄すること。  
なお、バキューム車を使用しないと除去できない場合は、速やかに発注者に連絡すること。
- (7) 扉・取手・鏡・棚・手摺・ペーパーホルダー・蛇口・押しボタン・バルブ等の汚れはタオル等で除

去すること。

- (8) 夾雑物・ゴミ等は、臭気のない状態にして搬出し、公園内のごみ箱へ投棄すること。ごみ箱がない場合は、発注者の指示する場所に投棄すること。
- (9) シンナー等の薬品を使用しなければ消去できない落書きについては、速やかに発注者に連絡すること。
- (10) 便器、取手、手摺等の水気が残ると便所の利用に支障となる箇所については、水気が残らないよう拭き取ること。

## 6 遵守事項

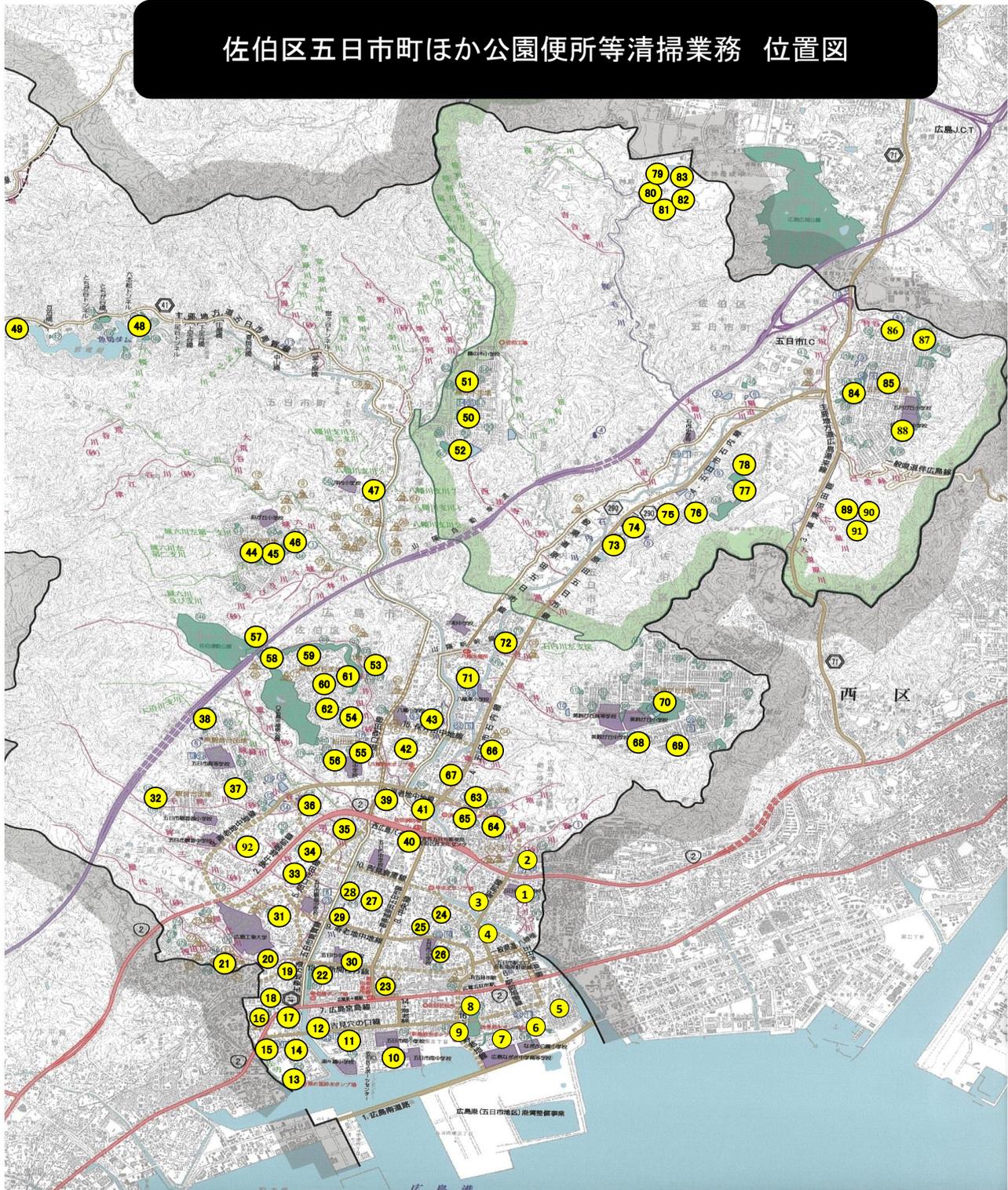
- (1) 公園利用者や近隣住民に不快感をあたえないよう留意すること。
- (2) 故障及び破損等異常を発見した場合は、応急措置をするとともに、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (3) 異臭等周囲に多大な迷惑を及ぼすような事態が発生した場合には、応急措置を講じるとともにその原因を調査し、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (4) 汲み取り式便所については、便槽内及び汲み取り口等に必要に応じて脱臭剤及び殺虫剤を散布すること。また、便槽の満杯等の汲み取りの必要性を点検し、必要と認めた場合は、速やかに発注者に連絡すること。
- (5) 受注者は、業務の実施に関し、方法等不明な点や本特記仕様書に示した以外のトラブル及び異常が発生した場合は、独断で処理することなく速やかに発注者に連絡すること。

## 7 報告事項

- (1) 業務の実施にあたっては、契約締結後、速やかに年間計画表を作成し提出すること。
- (2) 受注者は、本業務に従事する現場責任者を契約後直ちに所定の様式により報告すること。また、現場責任者に変更があった場合も同様とする。
- (3) 受注者は、毎月の業務完了後速やかに、下記の書類等を発注者に提出し、検査を受けるものとする。
  - ア 業務実施報告書（所定の様式による）
  - イ 月報
  - ウ 清掃確認表
  - エ 写真（写真撮影に関しては公園緑地等維持管理標準仕様書によるほか、下記のとおりとする。）
    - (ア) 便所につき月1回以上写真を撮影すること。
    - (イ) 清掃が確認できるよう作業前及び作業後の写真をそれぞれ撮影すること。
    - (ウ) 全景及び便器・手洗器の写真をそれぞれ撮影すること。
    - (エ) 上記(ウ)の写真の撮影について、便所が男性用、女性用及び多目的に分かれている場合には、それぞれ撮影すること。
    - (オ) 写真には日付を表示すること。

- 8 本特記仕様書に定められていない事項については、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

# 佐伯区五日市町ほか公園便所等清掃業務 位置図



1 昭和台第二公園	皆賀一丁目3番	24 宮ノ下公園	五日市六丁目3番	47 河内第一公園	五日市町大字上河内	70 美鈴が丘中央公園(上)	美鈴が丘西一丁目11番
2 昭和台第一公園	五日市町大字昭和台30番	25 宮の下第二公園	五日市六丁目4番	48 魚切緑地(左岸袖部)	五日市町大字上河内	71 利松第四公園	利松一丁目10番
3 皆賀公園	皆賀三丁目22番	26 新宮苑公園	新宮苑18番	49 魚切緑地(子供広場)	五日市町大字上河内	72 利松第一公園	利松二丁目9番
4 駅前第一公園	五日市駅前三丁目1番	27 中央第二公園	五日市中央五丁目14番	50 藤の木南第一公園	藤の木一丁目1番	73 石内南第四公園	石内南一丁目6番
5 藤垂園第一公園	藤垂園26番	28 千同第二公園	五日市中央五丁目13番	51 藤の木北第二公園	藤の木二丁目9番	74 石内南第五公園	石内南一丁目12番
6 吉見園公園	吉見園20番	29 中央第三公園	五日市中央四丁目8番	52 藤の木南第五公園	藤の木一丁目23番	75 石内南第三公園	石内南一丁目15番
7 海老山南第一公園	海老山南一丁目7-1	30 中央第一公園	五日市中央二丁目8番	53 八幡ヶ丘第三公園	八幡ヶ丘二丁目24番	76 石内南第二公園	石内南四丁目21番
8 海老山公園	海老山町6番	31 三宅第一公園	三宅三丁目14番	54 薬師ヶ丘第七公園	薬師ヶ丘一丁目15番	77 石内南中央公園	石内南四丁目1番
9 海老園第二公園	海老園三丁目1番	32 坪井公園	坪井町	55 折出第一公園	城山二丁目5番	78 石内南第一公園	石内南二丁目15番
10 海老園第一公園	海老園四丁目4番	33 坪井第一公園	坪井一丁目11番	56 折出第二公園	城山二丁目30番	79 ころもレイクサイドパーク(上)	石内北一丁目31番
11 楽々園第二公園	楽々園五丁目8番	34 千同公園	千同一丁目5番	57 薬師ヶ丘第六公園(上)	五日市町保井田	80 ころもレイクサイドパーク(下)	石内北一丁目31番
12 楽々園第三公園	楽々園四丁目13番	35 千同川尻公園	千同二丁目10番	58 薬師ヶ丘第六公園(下)	五日市町保井田	81 ころも第十公園	石内北一丁目27番
13 美の里公園	美の里二丁目8番	36 観音台東第四公園	観音台二丁目31番	59 薬師ヶ丘第五公園	薬師ヶ丘三丁目1番	82 ころも第十三公園	石内北二丁目34番
14 美の里第三公園	美の里一丁目6番	37 観音台東第一公園	観音台二丁目6番	60 薬師ヶ丘第四公園	薬師ヶ丘二丁目3番	83 ころも南公園	石内北二丁目17番
15 美の里第二公園	美の里二丁目2番	38 観音台北第一公園	観音台三丁目4番	61 薬師ヶ丘第三公園	薬師ヶ丘三丁目25番	84 五月が丘第五公園	五月が丘五丁目4番
16 隅の浜第三公園	隅の浜二丁目	39 中央北公園	五日市中央七丁目12番	62 薬師ヶ丘第二公園	薬師ヶ丘二丁目22番	85 五月が丘第三公園	五月が丘三丁目10番
17 隅の浜第二公園	隅の浜一丁目1番	40 五日市中央公園	五日市中央六丁目1番	63 中地公園	八幡東一丁目23番	86 五月が丘第七公園	五月が丘四丁目14番
18 隅の浜第一公園	隅の浜一丁目11番	41 八幡東第三公園	八幡東二丁目30番	64 美鈴第一公園	五日市町大字美鈴園40	87 五月が丘第八公園	五月が丘四丁目33番
19 三筋公園	三筋二丁目5番	42 八幡第一公園	八幡ヶ丘一丁目24番	65 美鈴第二公園	五日市町大字美鈴園34	88 五月が丘第二公園	五月が丘一丁目8番
20 円満地公園	三筋三丁目4番	43 池田地公園	八幡三丁目27番	66 八幡東第二公園	八幡東三丁目11番	89 そらの第一公園	石内東一丁目
21 緑ヶ丘公園	屋代一丁目16番	44 彩が丘中央公園(上)	河内南一丁目21番	67 八幡東第一公園	八幡東三丁目18番	90 そらの第二公園	石内東二丁目
22 中央第四公園	五日市中央一丁目6番	45 彩が丘中央公園(下)	河内南一丁目21番	68 美鈴が丘中央公園(下)	美鈴が丘西一丁目7番	91 そらの中央公園	石内東二丁目
23 五日市第一公園	五日市一丁目11番	46 彩が丘河岸公園	河内南二丁目	69 美鈴が丘南第四公園	美鈴が丘南四丁目3番	92 坪井第二公園	坪井二丁目